



(参考資料)

「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2026-2030」(素案)の用語説明

「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2026-2030」(素案) (以下「書誌計画 2030 (素案)」という。)において使用する以下の用語について、補足説明を行う。排列は、アルファベットで始まる用語はアルファベット順、日本語で始まる用語は片仮名読みの五十音順とした。

『図書館情報学用語辞典 第5版』、『日本目録規則 2018年版』付録 D 用語解説等において説明のある用語は青枠内に引用した。

・BIBFRAME

リンクトデータに基づいたウェブ環境で、書誌レコードを記録し効率的に流通・交換するための、MARC フォーマットに代わる新たな枠組み。(後略) (『図書館情報学用語辞典 第5版』より引用)

・IFLA 図書館参照モデル (IFLA LRM; IFLA Library Reference Model)

書誌レコードや典拠レコードに求められる諸機能を概念モデル化した FRBR, FRAD, FRSAD という 3 つのモデルの統合版かつ後継として、国際図書館連盟 (IFLA) が発表した概念モデル。(中略) 2017 年 8 月に同名の最終報告書として正式発表された。(後略) (『図書館情報学用語辞典 第5版』「IFLA LRM」の項より引用)

※FRBR:Functional Requirements for Bibliographic Records;書誌レコードの機能要件

※FRAD:Functional Requirements for Authority Data;典拠データの機能要件

※FRSAD:Functional Requirements for Subject Authority Data;主題典拠データの機能要件

・RDA (Resource Description and Access)

『英米目録規則第2版』(AACR2) の後継となる目録規則。(中略) 国際的に多くの図書館が採用するなど、現在の事実上の国際標準となっている。日本の標準規則である『日本目録規則 2018年版』も、RDA との互換性に配慮している。(『図書館情報学用語辞典 第5版』より引用)

規則は全てオンラインで公開(有償)。2020年12月にIFLA LRMに対応した改訂版が公開された。

・雑誌記事索引

館が収集・整理した国内刊行和文雑誌(一部外国刊行和文雑誌・国内刊行欧文雑誌を含む)から、固有の論題をもつ記事をデータベース化し、雑誌文献検索の便宜を図るものである。(館ホームページ「雑誌記事索引について」より引用)

書誌計画 2030(素案)では、雑誌記事索引に収録した、雑誌の記事を採録対象とする書誌データを「雑誌記事索引データ」という。雑誌期索引データは、全国書誌には含まない。

・主題作業

有体資料、無体資料に対する書誌データに、分類、件名を付与することをいう。また、件名の典拠コントロールや非統制件名の付与を含む。

・書誌調整

資料を識別同定し、記録して、利用可能な状態を作り出すための手法の総称。(中略)各館における資料組織化処理から始まって、国家や国際的な規模で標準的な書誌的記録を作成し、共同利用するための仕組みに至るまでの全体を書誌コントロールという。(後略)(『図書館情報学用語辞典 第5版』「書誌コントロール」の項より引用)

書誌計画 2030(素案)では、標準的な書誌的記録を作成し、利用するための仕組みづくりを「書誌調整」という。具体的には、組織化において適用する規則・基準類及び提供フォーマット等の整備を始めとする、標準的なメタデータ作成及び提供のための様々な取組をいう。

・書誌データ

資料に関する諸情報を圧縮・構造化した記録。(『日本目録規則 2018年版』付録D用語解説より引用)

書誌あるいは書誌データベースにおいて、1点ごとの資料を識別同定するために記述するのに必要なデータ。書誌データは、資料そのものから得られる、著者、タイトル、出版に関する事項、形態に関する事項、その他の事項から構成される。(中略)書誌データには、検索のための標目(アクセスポイント)、内容を主題分析した分類や件名は本来含まれていないが、それらは、データベースにあっては検索やリスト作成などに必要な項目となる。(後略)(『図書館情報学用語辞典 第5版』「書誌データ」の項より引用)

個々の資料に対する組織的に構成された書誌的事項の集合である記述に、標目を加えたものを、機械可読形である MARC レコードとして表現したもの。(中略)同じ概念を指して「書誌データ」と呼ぶことが多い。(『図書館情報学用語辞典 第5版』「書誌レコード」の項より引用)

書誌計画 2030(素案)では、『図書館情報学用語辞典 第5版』でいう「書誌レコード」の概念と同様「個々の資料に対する組織的に構成された書誌的事項の集合である記述に、標目を加えたもの」を「書誌データ」という。ただし、MARC レコードとして表現したものに限らない。さらに、書誌計画 2030(素案)では、1つの資料における個々の論文・記事に対する記述に標目を加えたものも「書誌データ」という。すなわち、雑誌記事索引データも「書誌データ」に含める。

典拠データへのリンクは「書誌データ」に含めるが、典拠データそのものは「書誌データ」に含まない。

・全国書誌

国立国会図書館(以下「館」という。)では、国立国会図書館法第7条等に基づき、日本の全国書誌を提供している。現在の対象範囲は、館が収集した有体資料のうち、国内出版物及び外国で

刊行された日本語出版物、並びに館が収集した国内の無体資料である。国立国会図書館サーチ及びそのサブ検索画面で提供しており、また有体資料の全国書誌データは JAPAN/MARC(M/S)としても提供している。書誌計画 2030(素案)では、従来の「館が収集した資料」という範囲に加え、関係機関が所蔵する国内で刊行された資料に対する書誌データも含めるよう、全国書誌の「拡張」を目指す。

・組織化

書誌計画 2030(素案)では、利用者が求めるコンテンツへのアクセスを可能にするために、有体資料及び無体資料に対し、メタデータを作成する作業をいう。

・著作

“個別の知的・芸術的創作の結果、すなわち、知的・芸術的内容を表す実体”(『日本目録規則 2018 年版』用語解説)。情報資源の内容厚生やプロットを指す抽象的な書誌的概念で、目録において書誌レコードをグループ化表示する際の基本的な単位となる。一般用語の「著作」とは意味が異なる。(後略)(『図書館情報学用語辞典 第 5 版』より引用)

書誌計画 2030(素案)では、『図書館情報学用語辞典 第 5 版』と同様の意味で使用する。館では、現在、著作に対する典拠データを作成し、維持管理している。

・典拠コントロール

書誌的記録(書誌レコード)の統制形アクセスポイント(標目)となる個人名、団体名、著作の優先タイトル(統一タイトル)、件名などの典拠形を定め、それらが一貫して使用されるよう維持管理すること。機械可読形の目録データベースでは、(中略)典拠レコードを用い、書誌レコードとの間にリンクを形成することで、アクセスポイントの統一的使用を計ることができる。(後略)(『図書館情報学用語辞典 第 5 版』より引用)

書誌計画 2030(素案)では、『図書館情報学用語辞典 第 5 版』と同様の意味で使用する。具体的には、典拠データの作成及び維持管理並びに書誌データとのリンク生成をいう。

・典拠データ

特定の実体に関する資料を正確に発見できるよう、それらに関する統制形アクセスポイントの一貫性を保つように管理するための記録。(『日本目録規則 2018 年版』付録 D 用語解説より引用)

書誌的記録(書誌レコード)への検索の手がかりとなる統制形アクセスポイント(標目)について、アクセスポイントの典拠形(典拠形アクセスポイントまたは統一標目と呼ぶ)、その異形(異形アクセスポイントまたは参照と呼ぶ)、典拠形選定の根拠となった情報源などを、目録規則や典拠フォーマット(典拠レコードを対象とする MARC フォーマット)に従い記録したレコード。(後略)(『図書館情報学用語辞典 第 5 版』「典拠レコード」の項より引用)

書誌計画 2030(素案)では、『図書館情報学用語辞典 第 5 版』の「典拠レコード」と同様、ア

令和7年度書誌調整連絡会議 資料04

クセスポットの典拠形、その異形などを、目録規則に従い記録したメタデータを「典拠データ」という。ただし、MARC フォーマットで記録されたものに限らない。

・無体資料

国立国会図書館法第 25 条の 4 では、「オンライン資料」とは「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。」としている。

書誌計画 2030（素案）では、国立国会図書館法第 25 条の 4 でいう「オンライン資料」、すなわち、電子書籍又は電子雑誌をいう。

「雑誌記事索引データ（オンライン資料編）」の「オンライン資料」は、電子雑誌をいう。

・メタデータ

情報資源を効果的に識別・記述・探索するために、その特徴を記述したデータ。一般的には、データについてのデータと定義される。（後略）（『図書館情報学用語辞典 第 5 版』より引用）

書誌計画 2030（素案）では、書誌データ（雑誌記事索引データを含む。）、典拠データを総称して「メタデータ」という。メタデータの対象には有体資料及び無体資料を含む。所在データ（所蔵情報）は含まない。

・有体資料

形態を手に取ることができる資料。（『日本目録規則 2018 年版』付録D用語解説「有形資料」の項より引用）

書誌計画 2030（素案）では、『日本目録規則 2018 年版』でいう「有形資料」を「有体資料」という。具体的には、冊子体、パッケージ系電子資料といった、内容を物理的な媒体に記録した資料をいう。

・リンクトデータ

ウェブ上でデータをつなぎ合わせ、また他のデータとつながる形で公開・共有するための仕組み、あるいはその仕組みを用いて作成された機械可読データ。（後略）（『図書館情報学用語辞典 第 5 版』より引用）

書誌計画 2030（素案）では、『図書館情報学用語辞典 第 5 版』と同様の意味で使用する。具体的には、メタデータから URL リンク等により他のメタデータへのリンクを公開する仕組み、あるいはその仕組みを用いて作成された機械可読データをいう。